|  |
| --- |
| **誓　約　書**豊中市が実施する豊中市ネーミングライツパートナー募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して豊中市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。1. 申込書の提出に際し、豊中市ネーミングライツパートナー募集要項及び募集資料について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
2. 豊中市ネーミングライツパートナー募集要項の「３ 応募の資格」に定める必要な資格を有します。
3. ネーミングライツパートナー募集の決定(優先交渉権)に関して、豊中市ホームページに決定金額及び法人名等の応募内容について掲載することに同意します。
4. 豊中市有料広告掲載基準の１に定める規制業種又は事業者に該当しません。
5. 大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者のいずれにも該当しません。
6. 豊中市が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府豊中警察署長又は大阪府豊中南警察署長へ提供することに同意します。
7. 本契約締結後に、上記掲載基準の当該業種又は業者に該当することとなった場合は、豊中市に書面にてその旨を通知すること、及びその内容をもって、豊中市の判断により、一方的に契約を解除する場合があることを承知します。
8. 事業実施にあたり、本市及び指定管理者制度を導入している施設にあっては指定管理者と協力します。

　　年　　月　　日豊中市長住　　所（所在地）法 人 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名＜参考＞豊中市有料広告掲載基準（抜粋）（１．規制業種又は事業者）１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種　２　風俗営業類似の業種　３　貸金業の規制等に関する法律第2条の適用を受ける業種　４　たばこ　５　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者　６　法律の定めのない医療類似を行う施設　７　民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続きの中の事業者　８　各種法令に違反しているもの　９　悪質な行為等により、過去5年間に行政機関又は公的機関から指名停止等の行政指導を受けた事業　１０　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの　１１　債権取立て、示談引き受け等をうたったもの　１２　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの　１３　いわゆるマルチ商法等、連鎖販売取引を行う内容の広告　１４　政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの　１５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの |

（別紙様式２）